

平成26年5月20日

## 個人住民税の特別徴収推進について

埼玉県知事 上田 清司

地方税は地方公共団体の行政サービスを支える貴重な財源であり、その確保は行政サービスの維持向上や課税の公平性の観点から極めて重要である。

平成19年度の税制改正に伴い、市区町村が徴収する個人住民税の割合が大幅に高まったため、その税収確保が課題となっている。

給与所得者の個人住民税は、所得税の源泉徴収と同様、事業者が従業員の給与から差し引いて市区町村に納税するという特別徴収が地方税法上の原則である。しかし、これまでこの特別徴収が全国的に徹底されてこなかったという経緯がある。

また、九都県市管内では、都県域を越えた通勤者が多く、通勤者の住所地である市区町村ごとに特別徴収の取扱いに差異があると、税務行政に対する事業者や納税義務者の不信を招く恐れがある。

これらのことから、まず、九都県市が連携して法令遵守による個人住民税の特別徴収を推進し、更なる税収確保を図ることが必要である。

### (提案)

鉄道や道路などにより密接に結びつき、多くの給与所得者の通勤圏として一体をなす九都県市において、個人住民税の特別徴収を一致団結して推進していくことを提案する。

### (検討内容の例)

- 共同記者発表によるアピール
- 九都県市が連携した事業者や納税義務者に対する周知徹底

# 個人住民税の特別徴収推進について

埼玉県資料

## ■ 現状

- 平成19年度税源移譲後、都県税・市区町村税に占める個人住民税の割合が高まり、都県・市区町村の主要財源となっている。
- 個人住民税額に占める給与所得者分の割合は約8割を占める。
- 給与所得者は、特別徴収が法令の原則  
⇒ しかし、特別徴収割合は7割程度

【平成24年度】	都・県・市税に占める個人住民税の割合			個人住民税に占める給与所得者分の割合		平成25年度特別徴収割合(納税義務者)		
	都県市税 合計額 (現年調定額) A	個人住民税 (現年調定額) B	割合 B/A	給与所得者分 C	割合 C/B	給与 所得者数 (人)D	特別徴収の 納税義務者数 (人)E	特別徴 収割合 E/D
埼玉県	6,549億円	2,804億円	42.8%	2,358億円	84.1%	2,787,603	1,933,040	69.3%
千葉県	7,195億円	2,526億円	35.1%	2,147億円	85.0%	2,379,522	1,644,551	69.1%
東京都	26,762億円	7,486億円	28.0%	6,057億円	80.9%	5,492,892	3,793,336	69.1%
神奈川県	9,990億円	4,315億円	43.2%	3,584億円	83.1%	3,605,814	2,590,501	71.8%
横浜市	7,017億円	2,879億円	41.0%	2,392億円	83.1%	1,483,894	1,097,377	74.0%
川崎市	2,855億円	1,134億円	39.7%	953億円	84.0%	618,048	462,598	74.8%
千葉市	1,693億円	636億円	37.6%	536億円	84.2%	365,572	260,459	71.2%
さいたま市	2184億円	875億円	40.1%	728億円	83.1%	489,711	350,584	71.6%
相模原市	1,086億円	435億円	40.0%	361億円	83.1%	279,285	183,488	65.7%

※ 個人住民税は、均等割・所得割分の課税額

※ 都県の給与所得者分は、各都県の市区町村税の課税額(a)を都県民税分に換算(a×2/3)した課税額

## ■ 本県の取組

- 平成25年5月、県と全市町村が「特別徴収全県一斉指定アクションプラン」を決定し、取組について合意
- 平成25年度から、税理士会、各種業界団体等に協力要請、周知徹底
- 平成26年9月、特別徴収指定予告通知書送付予定
- 平成27年6月、特別徴収全県一斉指定実施予定

## ■ 課題

- 首都圏では都県域を越える通勤者が多く、特別徴収義務者となる事業者は都県域を越えて存在する。
- 通勤者の住所地である都県や市区町村ごとに特別徴収義務者の指定に差異があると、税務行政に対する事業者や納税義務者の不信を招く恐れがある。

都県域を越えた特別徴収の推進が必要

## ■ 連携の方向性

- ★ 共同記者発表によるアピール
- ★ 九都県市が連携した事業者や納税義務者に対する周知徹底